

令和5年度答申第16号
令和5年7月11日

諮問番号 令和5年度諮問第11号（令和5年6月20日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 立替払事業に係る未払賃金額等の不確認処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が行った賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号。以下「賃確法」という。）7条に基づく立替払事業に係る未払賃金の額等の確認申請（以下「本件確認申請」という。）に対し、A労働基準監督署長（以下「処分庁」という。）が未払賃金の額等の不確認処分（以下「本件不確認処分」という。）をしたところ、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

2 関係する法令の定め

(1) 賃確法7条は、労働者災害補償保険の適用事業に該当する事業の事業主が破産手続開始の決定を受け、その他政令で定める事由に該当することとなった場合において、当該事業に従事する労働者で所定の期間内に当該事業を退職したものに係る未払賃金（支払期日の経過後まだ支払われていない賃金）があるときは、当該労働者の請求に基づき、当該未払賃金に係る

債務のうち所定の範囲内のものを当該事業主に代わって政府が弁済する旨規定する。

- (2) 賃確法7条における上記「政令で定める事由」（立替払の事由）として、賃金の支払の確保等に関する法律施行令（昭和51年政令第169号。以下「賃確令」という。）2条1項4号及び賃金の支払の確保等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第26号。以下「賃確則」という。）8条は、事業主（賃確法7条の事業主をいう。ただし、賃確令2条2項の中小企業事業主であるものに限る。）が事業活動に著しい支障を生じたことにより労働者に賃金を支払うことができない状態（事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がない状態）になったことについて、当該事業主に係る事業を退職した者の申請に基づき、労働基準監督署長の認定があったことを掲げている。
- (3) 賃確法7条並びに賃確則12条2号、13条2号及び12条1号へは、上記認定に係る事業主の事業を退職した者が未払賃金の立替払の請求をするには、支払期日後まだ支払われていない賃金の額その他の事項について労働基準監督署長の確認を受けなければならない旨規定する。
- (4) 支払期日後まだ支払われていない賃金とは、上記（1）の所定の期間内にした当該事業からの退職の日（以下「基準退職日」という。）以前の労働に対する労働基準法（昭和22年法律第49号）24条2項本文の賃金及び基準退職日にした退職に係る退職手当であって、基準退職日の6か月前の日から賃確法7条の請求の日の前日までに支払期日が到来し、当該支払期日後まだ支払われていないものとされている（賃確令4条2項）。

3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、平成30年3月1日から、B社（以下「本件会社」という。）に勤務していた。

（雇用保険受給資格者証、確認申請書）

- (2) C労働基準監督署長は、令和2年5月13日、本件会社について、上記2（2）の認定（事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がない状態になったことの認定）をした。

（確認申請書）

- (3) 審査請求人は、令和2年9月4日、処分庁に対し、同年3月10日を基準退職日とし、支払期日が令和元年12月20日、令和2年1月20日、

同年2月20日、同年3月19日及び同年4月20日の定期賃金が未払であること等の確認を求める本件確認申請をした。

(確認申請書)

- (4) 処分庁は、令和3年6月8日付けで、本件確認申請に対し、「令和元年12月20日から令和2年4月20日における賃金に未払いが確認できないため。」との理由を付して、本件不確認処分をした。

(不確認通知書)

- (5) 審査請求人は、令和3年8月13日、審査庁に対し、本件不確認処分を不服として、本件審査請求をした。

(審査請求書)

- (6) 審査庁は、令和5年6月20日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして、本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

4 審査請求人の主張の要旨

- (1) 審査請求人は、本件不確認処分がされた期間について、本件会社の代表取締役及びD弁護士（以下「本件弁護士」という。）から、「令和2年3月末まではやることがあるため、会社に残ってほしい」と要望されたため、在宅で勤務をしていた。

審査請求人は、代表取締役や本件弁護士に依頼された資料の対応や問合せ対応、付帯業務を行っていたが、時期によっては指揮命令を行っている上記2名に確認しても待つように指示され、業務ができないことがあった。これについては、労働基準法26条に規定する会社都合の待機であり、本件会社に給与支払義務が発生するものである。

また、本件会社の元従業員からの問合せ対応で残務整理に関わることは、代表取締役に対しても電話やLINEで連絡を入れており、令和元年11月1日以降、審査請求人が在宅勤務を行いながら残務整理を行っていたことは、LINEの履歴の内容からも明確な事実である。

- (2) 処分庁は、審査請求人の令和元年10月末日までの勤務状況と同年11月1日以降では、就業条件及び勤務形態は何も変わっていないにもかかわらず、同年11月から令和2年3月までの総労働時間を14時間45分と特定して決定しているが、事実無根である。
- (3) 上記(1)及び(2)のとおり、支払期日が令和元年12月20日から令和2年4月20日までの賃金については、本件会社に在籍していた以上

は賃金請求権が発生しており、未払賃金がある事実は明らかであることから、本件不確認処分の取消しを求める。

(審査請求書、反論書)

第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、おおむね以下のとおりである。

- 1 本件の争点は、審査請求人が確認を求めている令和元年12月20日から令和2年4月20日までににおける賃金について、未払賃金の確認が可能であるか否かである。
- 2 審査請求人の在籍期間について、雇用保険受給資格者証から、審査請求人の入社年月日は平成30年3月1日、退職年月日は、令和2年3月10日であると確認できるが、審査請求人の業務実績を裏付ける資料（令和元年11月から令和2年3月までの業務内容一覧表）により、同月25日に、審査請求人が本件会社の残務整理を行っていたことが確認できることから、審査請求人の退職年月日は同日と認められる。
- 3 審査請求人は、令和元年8月以降、他の社員の退職手続や給与計算をしており、同年9月以降退職までは、自宅で仕事をしていたと主張し、日々、1日8時間の労働を行ったことを記載した、審査請求人が作成した「出勤簿」を提出しているが、審査請求人の業務実績を裏付ける資料（令和元年11月から令和2年3月までの業務内容一覧表）により特定した結果、審査請求人の総労働時間は、以下（1）から（6）のとおり、14時間45分であることが確認できる。

なお、審査請求人は、反論書とともに証拠書類を提出し、残務整理に関わっていたことは明確な事実であると主張するが、これらの証拠書類から、審査請求人の具体的な勤務実態や労働時間等を確認することはできない。

- | | |
|------------------------|---------|
| (1) 令和元年11月1日から同月30日まで | 2時間00分 |
| (2) 令和元年12月1日から同月31日まで | 4時間00分 |
| (3) 令和2年1月1日から同月31日まで | 2時間00分 |
| (4) 令和2年2月1日から同月29日まで | 3時間45分 |
| (5) 令和2年3月1日から同月25日まで | 3時間00分 |
| (6) 総労働時間 | 14時間45分 |

- 4 本件弁護士について、令和元年7月以降、審査請求人が本件会社における退職の手続等を含む残務整理全般を行っていたこと、本件弁護士が会社の資金管理を行っていたこと、本件弁護士が審査請求人に対して必要な残務整理

業務を指示し、その成果について報告を受けていたことを確認できることから、本件弁護士は、事業主との関係において顧問弁護士という立場にあり、審査請求人に対して、会社の残務整理を指示していたことは事実である。よって、一定程度、本件弁護士の使用者性が認められる。

また、本件弁護士は、本件会社の備品を売却、保険を解約するなどして、令和元年8月6日から、令和2年4月30日までに、本件弁護士名義で、審査請求人の賃金の一部や生活費、立替金として、319万7000円を審査請求人の口座に振り込んでいることが確認できる。なお、令和元年8月6日付けの10万円は移動経費として支払ったが、それ以外の309万7000円は給与として支払ったと述べている。

- 5 審査請求人の定期賃金は、51万6000円（基本給42万3600円、固定残業代（30時間分）9万2400円）であり、賃金締切日は毎月末日、支払期日は毎月20日であることが確認できる。

また、審査請求人の賃金について、令和元年7月24日付けで、本件会社から、41万7010円が振り込まれた記録のみで、それ以外は、本件会社の名前で審査請求人に対して振り込まれた形跡は認められない。

さらに、審査請求人の賃金は、令和元年6月20日支払分賃金から遅配が開始し、本件弁護士からの支払により、令和元年11月20日支払分賃金までは支払済みであることは、確認申請書からも明らかであり、審査請求人は、反論書においてもその旨認めている。

- 6 令和元年6月20日支払分から同年11月20日支払分の賃金総額は291万0198円であり、上記5のとおり、本件会社から41万7010円が入金されている。

また、令和元年8月30日から同年12月20日までの期間に、本件弁護士が、審査請求人に振り込んだ総額は、160万8000円であることが確認できる。

さらに、当該期間の審査請求人の賃金の遅配分は、本件会社及び本件弁護士から支払われた額を除いた、88万5188円である。

- 7 令和元年12月20日支払分から令和2年4月20日支払分について、令和元年12月20日以降令和2年4月30日までの期間に、本件弁護士が、審査請求人に振り込んだ総額は、148万9000円であることが確認できる。

令和元年12月20日以降に本件弁護士から審査請求人に支払われた金員

の一部には、上記6のとおり、令和元年11月20日支払分までの賃金の遅配分が含まれており、令和元年12月20日以降令和2年4月30日までの期間に本件弁護士が審査請求人に振り込んだ総額148万9000円から遅配分を除いた60万3812円が、審査請求人の未払賃金に充当すべき金員と判断できる。

8 上記3のとおり、令和元年11月から令和2年3月までの審査請求人の総労働時間は14時間45分であると認められることからすれば、以下のとおり、審査請求人の令和元年12月20日支払分から令和2年4月20日支払分までの賃金総額は、4万8791円と認めるのが相当である。

(1) 令和元年12月20日支払分について

令和元年11月1日から同月30日までの労働日数は20日と推定され、同期間中の労働時間は2時間である。

$$51万6000円 \div 160時間 \times 2時間 = 6450円$$

(2) 令和2年1月20日支払分について

令和元年12月1日から同月31日までの労働日数は20日と推定され、同期間中の労働時間は4時間である。

$$51万6000円 \div 160時間 \times 4時間 = 1万2900円$$

(3) 令和2年2月20日支払分について

令和2年1月1日から同月31日までの労働日数は19日と推定され、同期間中の労働時間は2時間である。

$$51万6000円 \div 152時間 \times 2時間 = 6789円 \text{ (小数点以下四捨五入)}$$

(4) 令和2年3月20日支払分について

令和2年2月1日から同月29日までの労働日数は18日と推定され、同期間中の労働時間は3時間45分である。

$$51万6000円 \div 144時間 \times 3.75時間 = 1万3438円 \text{ (小数点以下四捨五入)}$$

(5) 令和2年4月20日支払分について

令和2年3月1日から同月31日までの労働日数は21日と推定され、同期間中の労働時間は3時間である。

$$51万6000円 \div 168時間 \times 3時間 = 9214円 \text{ (小数点以下四捨五入)}$$

(6) 合計 4万8791円

9 これに対して、上記7のとおり、令和元年12月20日支払分以降の審査請求人の賃金に充当すべき金員は60万3812円であることから、未払賃金額（4万8791円）を上回る支払があったものと認められ、本件確認申請に対する未払は存在しないものと判断できる。

10 以上より、令和元年12月20日支払分から令和2年4月20日支払分の賃金について、審査請求人が、本件弁護士の指示のもと、残務整理を行っていたことは認められるが、審査請求人の労働実績から、当該支払期間における未払賃金は確認できないとして、本件不確認処分を行った処分庁の判断は妥当である。

よって、本件審査請求には理由がないことから、本件審査請求は棄却されるべきである。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

(1) 本件審査請求から本件諮問に至るまでの手続の経緯を見ると、以下のとおりである。

本件審査請求	: 令和3年8月13日
弁明書の提出	: 同年10月21日
物件の提出依頼	: 令和4年6月6日付け
物件の提出（処分庁）	: 同月22日
審理員意見書の提出	: 令和5年5月19日付け
本件諮問	: 同年6月20日

(2) これらの一連の手続を見ると、本件審査請求から本件諮問までに、約1年10か月もの期間を要しており、とりわけ、①弁明書の提出から物件の提出依頼までに約7か月半、②物件の提出から審理員意見書の提出までに約11か月を要しているのは、これだけの長期間を要する特段の理由があったとは考えられないので、審査庁においては、手続を迅速に進行させるための方策を考えるべきである。

(3) 上記で指摘した点以外には、本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認められる点はうかがわれない。

2 本件不確認処分の適法性及び妥当性について

(1) 本件会社は令和元年7月31日に事業活動を事実上停止し、審査請求人以外の労働者は退職している。審査請求人は、同日以後令和2年3月25日まで、他の労働者の退職手続や給与計算、その他残務整理を行っていた

ことが認められる。

審査請求人は本件会社が事業活動を停止した後も直ちに退職せず、在宅勤務の方法で本件会社のために残務整理を行っていたと認められるから、退職までに発生した賃金については、未払賃金立替払の対象となるものと考えられる。

- (2) 本件確認申請は、支払期日を令和元年12月20日、令和2年1月20日、同年2月20日、同年3月19日及び同年4月20日とする賃金について未払賃金額の確認を求めるものである。

審査請求人は、本件確認申請期間の賃金について、基本給及び諸手当等の月額を基準とした金額を賃金額であるとしているところ、処分庁は、審査請求人の時給額を算定し、審査請求人が実際に労働した時間を基に賃金を計算し、その金額は既に支払われていると判断しているものである。

- (3) そこで、本件確認申請期間について、発生した賃金の額はどのようにして計算すべきかについて検討する。

審査請求人は、本件会社が通常の事業活動を行っていたときは、基本給及び諸手当等から保険料等を控除した額を、毎月末日締め翌月20日払いで支給されていたものと認められる。これは、審査請求人の労働が本件会社の通常の事業活動のための労働であることを前提とするものと考えられるが、本件会社の就業規則によれば、所定労働時間は1週間については40時間、1日については8時間とされ、休日として定められた日以外は勤務することとなり、かかる労働時間を前提として基本給及び諸手当が定められていたと考えられる。

一方、本件確認申請期間においては、審査請求人は本件会社のために残務整理を行っていたものであるところ、審査請求人が自ら作成した出勤簿には1日8時間労働したことが記載されているが、実際に労働した時間を審査請求人の申立てのみによって認定することはできず、客観的な裏付けのあるもので認定せざるを得ない。審査請求人は、残務整理の事務の必要があるときに労働していたと認められ、実働時間についての客観的な資料は審査請求人に残務整理事務を指示していた本件弁護士の作成した出勤簿しかなく、これによって認定せざるを得ないのであるが、これによると本件確認申請期間の労働時間は上記の所定労働時間より大幅に少ない。

本件会社が事業活動を停止し、審査請求人の労働も通常の事業活動のための労働ではなく会社の倒産による残務整理となった後、労働時間が従前

より大幅に少なくなっているにもかかわらず、従前と同じ基本給及び諸手当を基準として賃金とするのは、そもそも賃金が労働の対価であることに反するといえる。未払賃金立替払制度が、事業の倒産により賃金等が支払われないまま退職を余儀なくされた労働者の保護のための制度である趣旨に照らすと、労働を提供したにもかかわらずその対価が支払われていないものについて立替払の対象とすべきであり、残務整理についての賃金を実働時間を基に算定する考え方は不合理とはいえない。

したがって、審査請求人の時給額を算定した上で、本件弁護士作成の出勤簿によって認定できる労働時間を基に賃金額を算定したことは不合理とはいえない。

- (4) そうすると、本件確認申請期間の賃金については、審査請求人の銀行口座に振り込まれた金額によって充当されているから、未払賃金はないとの審査庁の判断は妥当である。

3 まとめ

以上によれば、本件不確認処分が違法又は不当であるとはいえず、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	戸	谷	博	子
委	員	木	村	宏	政
委	員	交	告	尚	史